

原告団ニュース

2024年5月15日 第18号
女川原発再稼働差止訴訟原告団
電話：090-7932-4291（日野）
Fax：050-7554-1968
saikadouno@gmail.com



第4回口頭弁論期日

7月17日（水）15時～

女川原発再稼働差止訴訟控訴審 第3回口頭弁論 期日＝報告＝

（女川原発再稼働差止訴訟原告団 事務局長・日野正美）

裁判所が被控訴人に反論を促した「段階的避難」について

私たちは、行政の策定した避難計画では、「退域時検査場所が開設できないこと」や「資機材の準備や要員の確保に重大な問題があること」を、情報公開（公文書開示請求）で得た書面をもとに論証するとともに、仮りにそれらの準備や確保が出来たとしたとしても、検査場所への道路は避難する住民の車による渋滞が発生して、搬入や集合が不可能であること、一時集合場所へのバスの確保や配備についても同様であることを主張立証して来ました。

これに対して、被控訴人や行政は、避難計画では「住民には一斉避難ではなく、段階的避難を指示することになっているので渋滞は発生しない」と主張して来ましたが、原発事故発生という非常事態の下でのこうした計画が非現実的であり、机上の計画であることは明白です。

この点について、私たちは準備書面とともに、原発事故時の住民避難研究の第一人者の環境経済研究所代表で、新潟県の「原子力災害時の避難についての検証委員」も務められた上岡直見さんの意見書を裁判所に提出しました。

上岡さんは、その中で宮城県が、3月8日公表した3年前の「避難阻害要因調査」と同じ業者による「原子力災害時避難行動周知促進調査結果」をも詳細に分析して「交通現象として検討すれば一斉避難が段階的避難とは関係ない」と指摘し、被控訴人の段階的避難だから渋滞は発生しないとの主張を批判しています。

そうした中、裁判所が「段階的避難」について被控訴人側に反論を促したことにより審理が継続することになりましたが、この間の被控訴人の主張からすれば「避難計画では住民の避難は一斉避難を前提としていない」と繰り返す以外ないだろうと考えます。

私たちとしては、ここにこそ、避難計画の実効性の欠如の根本要因の一つがあり「原発事故という非常事態の下で段階的避難が非現実的であり一斉避難とならざるを得ない」ことを、避難しなくてはならない住民心理などあらゆる面から改めて論証していきたいと思えます。

戸籍簿に退官が迫る。本年5月で退官が迫る。2月には無理だ。と引き延ばしはかき出す。その内容は、能登半島の震災の実態への言及は、ない。従って、主立った、避難計画の危険性を指摘し、一斉避難を主張する。原告側は、この間、段階的避難の危険性を指摘し、一斉避難を主張する。原告側は、この間、段階的避難の危険性を指摘し、一斉避難を主張する。原告側は、この間、段階的避難の危険性を指摘し、一斉避難を主張する。

段階的避難だから一定の時間があり、渋滞は起こらない？

結論を求めたが、審理継続に！

裁判所は、この間、段階的避難の危険性を指摘し、一斉避難を主張する。原告側は、この間、段階的避難の危険性を指摘し、一斉避難を主張する。原告側は、この間、段階的避難の危険性を指摘し、一斉避難を主張する。原告側は、この間、段階的避難の危険性を指摘し、一斉避難を主張する。

審理は、この間、段階的避難の危険性を指摘し、一斉避難を主張する。原告側は、この間、段階的避難の危険性を指摘し、一斉避難を主張する。原告側は、この間、段階的避難の危険性を指摘し、一斉避難を主張する。原告側は、この間、段階的避難の危険性を指摘し、一斉避難を主張する。

退官することもあり、この裁判での判決はなくなり、一斉避難が段階的避難とは関係ない

原告側は、この間、段階的避難の危険性を指摘し、一斉避難を主張する。原告側は、この間、段階的避難の危険性を指摘し、一斉避難を主張する。原告側は、この間、段階的避難の危険性を指摘し、一斉避難を主張する。原告側は、この間、段階的避難の危険性を指摘し、一斉避難を主張する。

控訴審第4回口頭弁論へのご参加を！

避難計画の実効性の確保は、行政任せでは絶対不可能！ 何としても司法の力が不可欠！

-控訴審の重大な意義- (女川原発再稼働差止訴訟原告団 団長・原伸雄)



国民の意識と政府の認識の落差

志賀原発が立地する能登半島における今回の地震では、内閣府主導で策定された避難計画（策定責任は末端自治体）が完全に破綻したとの受け止めが関係住民のみならずほとんどの国民の感じたことでした。
しかし、3月19日の岩淵友参議院議員、22日の高橋千鶴子衆議院議員の国会での質問への伊藤信太郎担当大臣、山中規制委員会委員長、山本規司委員の答弁は、「避難計画は、地域に精通した関係市町が参加した地域原子力防災協議会が確認し、国の原子力防災協議会が了承している」との繰り返しに終始し、国民の意識と行政の認識の余りの落差に、行政に任せておいては絶対ダメだと改めて痛感させられました。

稼働差止訴訟は、まさにこの国の争点となっている最大の争点となつています。この訴訟の仙台地裁の第一審では「原告は女川原発2号機での事故発生の際、具体的な危険を主張立証して、具体的な危険を主張立証していないから避難計画の実効性の審理には入れない」として門前払いの判決が下され、福島第一原発の事故などなかつたような判断に怒りを禁じ得ませんでした。

審理十分と裁判所が審理継続を示す

しかし、直ちに控訴した仙台地裁の昨年10月2日の第一回口頭弁論において、裁判所は、私たちに對して「地域防災協議会が確認した避難計画のどの部分が指針に照らして欠落や過誤があるか」について改めて主張立証するように求めてきました。仮処分裁判から6年目にしてようやく避難計画の中身に入る判断枠組みが示されたのです。

私たちがここでも、具体的実践的に証拠書類とともに論証を尽くしたつもりでしたが、裁判所が「段階的避難」について「この段階を含めた新たな論証は全くなしなまま一段階的避難であるから滞滞は発生しな

私たちとしては、裁判所が設定されたことから、判決が、東北電力が再稼働を表明している9月ころと重なる可能性もあります。いざいざにしても私たちは、裁判所の関心を真正面から受け止め、改めて被告の主張の誤りをとことん論破するための徹底した論証の準備をしていくと決まっています。

「避難計画が準備不足で再稼働してはならない」とい司法の判断は不可欠！

政府や電力事業者は、避難計画の法的な位置づけの曖昧さ（国会の責任）につけ込んで「避難計画は再稼働前に万全を期さなくてはならない法的責任はない」などと述べていますが、自

らの命や健康が関わる住民の立場からは到底容認できない主張です。避難計画の下では再稼働してはならない」という司法の判断が不可欠です。どの地域の避難計画も内閣府の指導で策定されておることか

は国にはない」との判決を下した第2小法廷の少数意見を驚くべき実態についてジャーナリストの後藤秀典氏が「最高裁・司法エリートとの癒着と原発被災」（旬報社）で暴露しています。私たちが裁判を含まれて最高裁に係属している原発関係の原告団・弁護団の闘いは、日本の国民に

同時に、どちらが勝つても負けても最高裁で争われる案件となることは必至です。そのためにもこの控訴審で審理を尽くしておかなくてはならないと考えていると、先頭に頑張っているところ

最高裁が、2022年6月17日の「福島事故の責任」という判決を出したことは、意義も持つ私たちが裁判闘争への絶大なご支援をお願い申し上げます。

電力会社 原発の敷地に限っては強い地震は来ません

電力会社は裁判では原発が強い地震に耐えられないことを認めているのです。実際の裁判では、北陸電力も他の電力会社も「原発の敷地に限っては強い地震は来ませんから安心してください」と言っているのです（「季節2024春号」より、元福井地裁裁判長・樋口英明氏）。

東北電力…「万一」の対策？

「東北電力からのお知らせVol.30」に5つの安全対策記事の文章が載っています。①地震から守る②津波から守る③電源を確保する④原子燃料を冷やす⑤事故の影響を抑える。この記事の中で『万一』という言葉が3回使われています。東北電力も『万一』は起きているということなんです。東北電力も『万一』は起こると思っていうことなんです。原発が万が一にも事故を起こすことがあってはならないことですが、原発が稼働すれば『万一』は起こる確率が高まるということなんです。これは東北電力といえども否定できない事実なんです。もし不幸にも本当に原発事故が起きてしまった場合、東北電力の5つの対策で十分なのでしょうか？**災害は想定を超えて襲いかかります。**「海拔29mの防潮堤を設置した」と言っていますが、29m以上の津波が押し寄せることはないと言いが切れるのでしょうか。「ガスタービン発電機を設置した」「大容量送水ポンプ車を設置した」と言っていますが、地震で発電機やポンプ車が倒れ使用出来なくなることはないと言いが切れるのでしょうか。また、「フィルタ付格納容器ベント装置を設置」と言っています。ベントは事故時に格納容器の爆発を防ぐため、格納容器に溜まった放射性物質を外気に放出する装置で、フィルター付きでも完全に除去できるものではなく環境が汚染されます。東北電力の5つの対策では、女川原発の過酷事故を防ぐことは出来ません。原発が稼働した場合、どのような対策をしても原発の過酷事故を防ぐことは出来ません。稼働を止めるしかありません。私たちは女川原発の再稼働を止めるため、「今の避難計画では避難出来ない、被ばくする、震災関連死で亡くなる等々」避難計画の実効性を問題にし裁判をしています（玉川）

**女川原発再稼働差止訴訟控訴審
裁判支援カンパのお願い**
【郵便振替口座】02260-6-118564
口座名義：門間 弘